

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

徳島県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 徳島県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

本県には、農業用ため池が540箇所あり、古くから「地域農業を支える貴重な水源」として、先人のたゆまぬ努力により、現在まで受け継がれてきた。

これらのため池の多くは、築造後相当の年数が経過し、老朽化が進行するとともに、農業者の減少、高齢化等による管理組織の弱体化など、様々な課題を抱えている。

また、本県では近年頻発する豪雨や南海トラフ、中央構造線など活断層を震源とした大地震によって、大規模な被害の発生が危惧されている。

このため、ため池決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）に住宅、学校、病院、その他の公共の用に供される施設等が存する農業用ため池363箇所を「防災重点農業用ため池（以下「ため池」という。）」として指定し、決壊による災害から県民の生命及び財産を保護するため、市町村や関係団体と連携し、優先度の高いため池から防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表のとおり

(2) 徳島県における防災工事等の実施状況等

別表のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（令和3～7年度、以下「前期」という。）及び後半5年（令和8～12年度、以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期に実施する劣化状況評価は令和3年度に着手する。

ア 前期に劣化状況評価を行うため池： 350か所

イ 後期に劣化状況評価を行うため池： 必要に応じて実施する

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められたため池について、結果に応じた、経過観察を行う。なお、経過観察は所有者・管理者が行い、市町村と連携し対応する。

(3) 定期点検

地震や豪雨等によりため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：所有者、管理者等

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行うため池：102か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行うため池：未定

(令和2年度までに地震・豪雨耐性評価を行ったため池：49か所)

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

なし。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内に、劣化状況評価等の結果やため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

なお、前期に15箇所、後期に3箇所のため池で防災工事を実施する計画としている。

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内に、計画的に廃止工事等を実施するために防災重点農業用ため池の利用状況等を踏まえ、推進計画を見直すものとする。

なお、前期に11箇所の防災重点農業用ため池で廃止工事を実施する計画としている。

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

ため池が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条の規定に基づき史跡・名称等に指定されている場合、重要文化的景観の構成要素となっている場合又は史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する場合にあっては、文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施にあたり、具体的な工事内容（地形の改变等の有無）を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続きに係る準備を行う。

イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・育成する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行う。なお、ため池を廃止するにあたっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、環境担当部局と相談のうえ、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずることとする。

ウ 治水対策部局との調整

流域治水プロジェクト等により雨水貯留機能を流域治水対策として位置づけているため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって治水対策を所管する部局と調整を行う。

エ 大規模地震発生時の影響が特に大きい場合は関係者との調整

活断層直上や活断層に近接するため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって関係市町村や管理者等と協議・調整を行う。

オ その他

堤防等が道路・公園等として利用されているため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

県

イ 地震・豪雨耐性評価

県

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア)かんがい受益面積2ha以上のため池については県が実施

(ただし、簡易な工事は市町村が実施)

(イ)かんがい受益面積2ha未満のため池については市町村が実施

(ただし、甚大な被害が想定され、工事に高度な技術が必要な場合、
県と市町村の協議で施行者を決定)。

エ 廃止工事

廃止工事は、原則市町村が実施

(2) 技術指導等の内容

県はため池管理者による適正な保全管理と安全対策の取組を支援するため、市町村や徳島ため池管理支援センターと連携を図りながらため池管理者に対し、助言・研修を適宜行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、徳島県農業用ため池協議会を活用する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要と判断されたものの防災工事の完了までに一定の期間を要するため池について、県又は市町村は、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、漏水を拡大させないための施設設置、損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。

また、地震または豪雨により、決壊のおそれが生じた場合、県又は市町村は、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップを活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し的確に実施する。

(2) I C T 等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

市町村や管理者等は、決壊した場合の被害が大きいため池の管理・監視体制の強化を図るため、I C T 等の先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等に務める。